

1.介護保険給付サービス(1日あたり)

改定日:R6年8月1日

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 割 負 担 分	介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	589円	659円	732円	802円	871円
	精神科医師定期的療養指導加算			5円		
	日常生活継続支援加算			36円		
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ			16円		
	看護体制加算(Ⅰ)			4円		
	看護体制加算(Ⅱ)			8円		
	栄養マネジメント強化加算			11円		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)			12円		
	介護職員等処遇改善加算 (介護福祉施設サービス費+各加算×14.0%)	95円	105円	115円	125円	135円
サービス利用料金合計	776円	856円	939円	1,019円	1,098円	

2.介護保険給付外サービス

(1)食費(1日あたり)

朝食:370円 昼食:600円 夕食:580円	負担限度額第1段階	300円
	負担限度額第2段階	390円
	負担限度額第3段階①	650円
	負担限度額第3段階②	1,360円
	負担限度額第4段階	1,550円

(2)居住費(1日あたり)

個室	負担限度額第1段階	380円
	負担限度額第2段階	480円
	負担限度額第3段階①	880円
	負担限度額第3段階②	880円
	負担限度額第4段階	1,231円
多床室	負担限度額第1段階	0円
	負担限度額第2段階	430円
	負担限度額第3段階①	430円
	負担限度額第3段階②	430円
	負担限度額第4段階	915円

3.自己負担額(1日あたり)

個室利用の場合	負担限度額第1段階	1,456円	1,536円	1,619円	1,699円	1,778円
	負担限度額第2段階	1,646円	1,726円	1,809円	1,889円	1,968円
	負担限度額第3段階①	2,306円	2,386円	2,469円	2,549円	2,628円
	負担限度額第3段階②	3,016円	3,096円	3,179円	3,259円	3,338円
	負担限度額第4段階	3,557円	3,637円	3,720円	3,800円	3,879円
多床室利用の場合	負担限度額第1段階	1,076円	1,156円	1,239円	1,319円	1,398円
	負担限度額第2段階	1,596円	1,676円	1,759円	1,839円	1,918円
	負担限度額第3段階①	1,856円	1,936円	2,019円	2,099円	2,178円
	負担限度額第3段階②	2,566円	2,646円	2,729円	2,809円	2,888円
	負担限度額第4段階	3,241円	3,321円	3,404円	3,484円	3,563円

4.自己負担額(30日あたり)

個室利用の場合	負担限度額第1段階	43,680円	46,080円	48,570円	50,970円	53,340円
	負担限度額第2段階	49,380円	51,780円	54,270円	56,670円	59,040円
	負担限度額第3段階①	69,180円	71,580円	74,070円	76,470円	78,840円
	負担限度額第3段階②	90,480円	92,880円	95,370円	97,770円	100,140円
	負担限度額第4段階	106,710円	109,110円	111,600円	114,000円	116,370円
多床室利用の場合	負担減限度第1段階	32,280円	34,680円	37,170円	39,570円	41,940円
	負担限度額第2段階	47,880円	50,280円	52,770円	55,170円	57,540円
	負担限度額第3段階①	55,680円	58,080円	60,570円	62,970円	65,340円
	負担限度額第3段階②	76,980円	79,380円	81,870円	84,270円	86,640円
	負担限度額第4段階	97,230円	99,630円	102,120円	104,520円	106,890円

5. その他介護保険給付サービス ※必要に応じて提供させていただくサービス加算

加算		自己負担額 (1割負担分)	加算条件	
1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、かつ介護職員に対し、口腔ケアに係わる技術的助言及び指導、相談等に必要に応じ対応する場合	
	経口維持加算(Ⅰ)	400円	摂食障害があり誤嚥が認められ、医師又は歯科医師の指示により経口維持計画を作成した場合	
	経口維持加算(Ⅱ)	100円	経口維持加算Ⅰを算定し、多職種協働での取り組みに、医師・歯科医師・歯科衛生士等が参加した場合	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円	専従の機能訓練指導員を配置し多職種協働にて作成した個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を実施。計画の内容を厚労省へ提出、そのフィードバックを活用する場合	
	個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円	専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画の内容等の情報や口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を職種間で共有し、その情報を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い情報を共有している	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60円	利用開始月と6月ごとにADL値を測定、厚労省に提出・フィードバックを受けており、かつ状況に応じて調整式で得られたADL利得の平均値が一定の値以上の場合	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	利用開始月と3月に1回の評価結果を厚労省へ提出、フィードバックを活用し多職種協働にて褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施している場合。(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	(Ⅰ)に加え褥瘡が発生していない場合 (Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円	利用者ごとにADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病等の基本情報を厚労省に提出、フィードバックを活用している場合	
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	ICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全やサービスの質確保、職員の負担軽減を検討する委員会開催や安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善を継続的にを行っている。	
1日あたり	安全対策体制加算	20円/回	外部研修を受けた担当者の配置や安全対策部門を設置するなど組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)	
	初期加算	30円	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再入所した場合、30日間加算	
	入院外泊時加算	246円	利用者が入院及び外泊した場合、6日を限度とし加算 (但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)	
	療養食加算(1食6円)	18円	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食・脂質異常症食・肝臓食等)を提供した場合	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上。認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施している、ことなどの算定要件を満たし、なおかつ認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算	
	若年性認知症利用者受入加算	120円	若年性認知症患者(65歳未満)の利用者を受け入れ、サービスを提供した場合	
	在宅サービスを利用したときの費用	560円	居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定する	
	再入所時栄養連携加算	200円/回	厚生労働省大臣の定める特別食を必要とする利用者が医療機関から再入所する場合に、医療機関の管理栄養士と連携し、退位後の栄養ケア計画を作成した場合(再入所時に1回)	
	退所時栄養情報連携加算	70円/回	厚生労働大臣が定める特別食や低栄養状態にあると医師が判断した入所者が医療機関等へ退所する場合に管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理の情報を提供した場合	
	退所時情報提供加算	250円/回	医療機関へ退所する入所者の心身の状況、生活歴等の情報を退所後の医療機関へ提供した場合(退所時1回)	
	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	650円	配置医師が施設の求めに応じ、施設を訪問し入所者の診療を行った場合
		深夜	1,300円	
		上記以外	325円	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31~45日	72円	医師が一般に認められる医学的所見に基づき回復の見込みがない(ターミナル期)と判断した利用者に対し、介護計画に基づき介護を行う場合	
	死亡日以前4~30日	144円		
	死亡日前日・前々日	780円		
	死亡日	1,580円		

6. その他の費用

	自己負担額	加算条件
日用品費	50円(1日)	施設で提供させていただく日用品の費用
茶菓代	80円(1日)	経口摂取される利用者で、嗜好に合った飲み物、お菓子の提供費用
行事食代	300円(1回)	行事等でイベント食を提供させていただく際の費用

※別途、個別に応じて「長期入所利用料金」の5、6の各費用を加算させていただくことがあります。

※介護保険負担が2割の方は「介護保険給付サービス」を2倍にして読み替えてください。

※介護保険負担が3割の方は「介護保険給付サービス」を3倍にして読み替えてください。